

平成 25 年 8 月 29 日
J P E C 自動車・新燃料部

一般財団法人石油エネルギー技術センター基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準 JPEC-S 0005(2013)」の改正案について

一般財団法人石油エネルギー技術センター基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準 JPEC-S 0005(2013)」について、以下の改正内容に従い改正案を作成しました。つきましては、書面投票にてご審議いただきたくお諮りいたしますので、改正案について「賛成」、「コメント付賛成」または「反対」の投票をお願いいたします。

「コメント付賛成」又は「反対」の場合は、コメント又は反対理由を付して頂きますようお願いいたします。

記

1. 改正内容

平成 25 年 8 月 23 日に、KHK 高圧ガス容器規格検討委員会で本技術基準の審査を受け、一部の修正条件付きで合格となったので、それらの修正を反映する。また、KHK 事務局の提案する修正箇所についても反映する。

- (1) 第 3 条 (材料) 第 1 項(1)のステンレス鋼について、規格材料としての解釈に誤解が無いように、句読点の付け方と文脈を修正した。

(KHK 高圧ガス容器規格検討委員会の審査による、合格条件を反映した修正内容)

- (2) 第 3 条 (材料) 第 1 項(3)で記載していた繊維の規格は、同第 2 項の規定材料として(3)に記載することが適切であると判断して修正した。また、それに伴い、第 2 条(6)に記載していた規格繊維材料と規定繊維材料の文脈をそろえた。

(KHK 事務局の提案する修正内容)

- (3) 第 25 条 (組試験における気密試験) 第 3 項の判定方法で、原文では「透過したガス以外のガスが検知されないものを合格とする。」こととしていたが、気密試験の判定は漏洩の有無に因ることから、判定方法を見直し「ガスの透過による以外の漏えいがないものを合格とする。」こととして修正した。

(KHK 高圧ガス容器規格検討委員会の審査による、合格条件を反映した修正内容)

2. 資料

資料 1 : 圧縮水素運送自動車用容器の技術基準(改正案) JPEC-S 0005 (2013)

以上